

# 令和4年第2回定例会

令和4年 11月 4日 開会  
同 日 閉会

## 多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

令和 4 年 1 月 4 日

---

議事日程

- 第 1 議員の辞職報告
- 第 2 新議員の紹介
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会期の決定
- 第 5 会議録署名議員の指名
- 第 6 管理者発言
- 第 7 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 8 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 報告第 3 号 資金不足比率の報告について
- 第 1 0 議案第 1 2 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 1 3 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 1 4 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 1 5 号 令和 4 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 4 議案第 1 6 号 令和 3 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について
- 第 1 5 議案第 1 7 号 令和 3 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（14名）

1番	丸山保君	2番	野口靖君
3番	窪田行隆君	4番	湯井廣志君
5番	橋本新一君	6番	岩崎和則君
7番	茂木光雄君	8番	冬木一俊君
9番	針谷賢一君	11番	吉田達哉君
14番	松本賢一君	15番	三澤望太君
17番	山崎恒彦君	18番	栗原透君

### 欠席議員（4名）

10番	隅田川徳一君	12番	小野聡子君
13番	大竹隆一君	19番	大久保齋君

---

### 説明のため出席した者

管理者	新井雅博君	監査委員	細谷恭弘君
組合事業統括兼病院長	塚田義人君	病院長補佐	設楽芳範君
介護老人保健施設長	河合弘進君	事務局長兼経営管理部長	新井滋君
看護部長	高田幸子君	薬剤部長	堀口裕之君
診療支援部長	高田哲也君	参事兼経営戦略室長	横坂政彦君
総務課長兼安全管理センター事務統括	塩川広幸君	用度課長	新井誠十郎君
企画財政課長兼しらさぎ管理課長	新井恵介君	課長兼患者支援センター事務統括兼緩和ケアセンター事務統括	清宮きよ江君
医事情報課システム管理グループリーダー	山崎雄大君	医事情報課医グループリーダー	新井敬継君

---

### 事務局職員出席者

経営戦略室	平澤和興	研修管理センター 事務課 兼総務課 秘書 グループリーダー	金澤祐子
総務課	秋山裕子	総務課 兼総務課 グループリーダー	中村悟
総務課主査	大澤佑典		

## 開会の挨拶

議長（野口 靖君） 議会開会に先立ち、ご報告申し上げます。

上野村選出の神田辰男議員が令和4年10月30日にご逝去されましたことをご報告申し上げます。

会議規則第2条の規定に基づき本日の会議について欠席届が隅田川徳一議員、大竹隆一議員、大久保斎議員より提出されておりますので、ご報告いたします。

また、小野聡子議員より遅刻する旨の連絡がありましたので、ご報告申し上げます。

次に、傍聴人の皆様に申し上げます。

当組合傍聴規則により、会議中は傍聴人の守るべき事項を遵守していただきますようお願いいたします。また、傍聴席においては、写真、映画等の撮影、また録音等をしてはなりませんので、併せてお願いいたします。

次に、議員各位にお願い申し上げます。

今期定例会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用していただき、発言の際もマスク着用のままお願いいたします。

なお、議長においても、感染拡大防止のため、マスクを着用することといたします。議事進行等で聞きづらい点もあるかもしれませんが、ご協力をお願いいたします。

それでは、議会開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の令和4年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集になりましたところ、議員各位には極めてお忙しい中、多数のご出席をいただきまして開会できますことを心からお礼申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、報告3件、議案6件でございます。慎重にご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等、誠に不慣れな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして、円滑な議事運営が行われるようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくようお願いいたします。

---

## 開会及び開議

午後1時30分開会

議長（野口 靖君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、令和4年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

### 第 1 議員の辞職報告

議長（野口 靖君） 日程第 1、議員の辞職報告を行います。

藤岡市選出の大久保協城君から、一身上の都合により、5月31日付で辞職願が提出され、閉会中でありましたので、地方自治法第126条の規定により、これを許可いたしましたので報告いたします。

---

### 第 2 新議員の紹介

議長（野口 靖君） 日程第 2、新議員の紹介を行います。

高崎市より知識経験者として、2月24日付で大久保斎君が選出当選されました。

また、藤岡市より、6月24日付で窪田行隆君が選出当選されました。

以上、2名であります。

---

### 第 3 議席の指定

議長（野口 靖君） 日程第 3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

3番、窪田行隆君、19番、大久保斎君と指定いたします。

この際、新たに本組合議会議員となられた1名の自己紹介を許可いたします。

窪田行隆君、挨拶をお願いいたします。

議員（窪田行隆君） 窪田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

---

### 第 4 会期の決定

議長（野口 靖君） 日程第 4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

### 第 5 会議録署名議員の指名

議長（野口 靖君） 日程第 5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において、3番、

窪田行隆君、11番、吉田達哉君を指名いたします。

---

### 第 6 管理者発言

議長（野口 靖君） 日程第6、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井雅博君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

令和4年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

本組合議員として活躍をいただきました、去る10月30日にご逝去されました神田辰雄議員様のご葬儀が昨日執り行われました。管理者として出席をさせていただきます、改めてご冥福をお祈り申し上げてきたところでございます。

本議会においても、改めて神田辰雄議員様の御霊に哀悼の誠をささげたいというふうに存じます。

本日、本議会にご提案をさせていただきます案件は、報告3件、議案につきましては6件でございます。いずれも重要案件でございますので、慎重審査の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお祈りを申し上げます。

---

## 第7 報告第1号

議長（野口 靖君） 日程第7、報告第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 報告第1号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました、多野藤岡医療事務市町村組合病院使用料条例の一部を改正する条例につきまして、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

令和4年度の診療報酬改定により、一般病床数200床以上の地域医療支援病院において徴収義務とされている、初診に係る保険外併用療養費及び再診に係る保険外併用療養費の最低金額が改定になりました。

この改定に伴い、本組合においても、初診に係る保険外併用療養費及び再診に係る保険外併用療養費の改定が必要であること、また、初診に係る保険外併用療養費との均衡を図るため、時間外に係る保険外併用療養費の改定が必要なことから、所要の改正を行ったものであります。

診療報酬改定の施行日が令和4年10月1日とされていること、また改正に関する一定の周知期間が必要であり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和4年8月2日付専決処分により、条例の一部改正を行ったものであります。

改正の内容であります。第2条第1項において規定する初診に係る保険外併用療養費5,000円を7,000円に、再診に係る保険外併用療養費2,500円を3,000円に、時間外に係る保険外療養費5,000円を7,000円に改正するものであります。

施行日につきましては、令和4年10月1日から施行しているものでございます。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） この選定療養費に関してでありますけれども、私、この選定療養費、9月一般質問でもさせていただいたんですが、今回、初診が5,000円から7,000円、再診が2,500円から3,000円、時間外が5,000円から7,000円ということではありますが、先ほどの説明で、200床を超える部分はこういうものは取れるんだということではありますが、そのほかにこの取れる条件というのはどのようなものがあるのかお伺いいたします。

議長（野口 靖君） 医事グループリーダー。

医事情報課医事グループリーダー（新井敬継君） お答えいたします。

ほかにも取れるものとして、特定機能病院、あとは新たに紹介重点医療機関等が追加となっております。

以上です。

議長（野口 靖君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 今回、この病院が外来棟と入院棟は1つになり200床ということですね。そういう中で、この藤総が以前のここが外来棟、向こうが入院棟という別々になった場合に、この選定療養費が取れるのか取れないのか伺いたいと思います。

議長（野口 靖君） 医事グループリーダー。

医事情報課医事グループリーダー（新井敬継君） お答えいたします。

統合前の外来センターにおいては、算定のほうはできません。

以上とさせていただきます。

議長（野口 靖君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 私もこのことで調べてみたんですが、別病院とみなされるので、この選定療養費は取れないということをお伺いいたしました。そういう中で、以前、この病院が外来棟だけこちらに移した。そういう中で、当初の計画というのは、今のこの病院の東側、今、職員の駐車場になっていますが、そちらに入院棟を造り、渡り廊下でその2つの病院を移動するようにするという計画が



一番最初にあったんですよね。それだと2つの病院だから、選定療養費は取らなくてもいいわけです。それを1つの建物の中に収めたということは、当初の計画からどのような過程をもってそういうことになったのかお伺いいたします。

議長（野口 靖君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

ただいま選定療養費のご質問の中でのお話なんですけれども、外来棟と入院棟の統合というお話でいきますと、いろいろな角度から検討してまいりました。まず、元の旧入院棟の療養環境、入院環境が著しく悪い。それから、駐車場が狭い。それから、2つの医療機関、入院棟と外来棟が離れているために、医療スタッフの移動が困難であるといういろいろなことが原因としてあったわけなんですけれども、そのときに選定療養費がかかるですとか、そういう議論もあったのかもしれないんですが、それよりも患者さんにいい診療環境を提供するですとか、あと医療スタッフがサービスしやすいような環境を整えてあげるとか、そういう議論がメインだったというふうに認識しております。

議長（野口 靖君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） そういう中で、この2つの病院が1つになった。この従来のとおり1つの建物でなく、外来棟と入院病棟、分けて渡り廊下でつなげば、ほとんどいろんな機材にしても済んだ。こういう中で市民の負担も、患者の負担も、もう少し少なくなったんです。ですから、そういう中で、この今の答弁だと、何で当初の計画から、その1つの建物にしなけりばならなかったのか理由がよく分からないんですが、病院経営がきつから、余計に市民からお金を取ればいいんだというような単純なところでなく、普通は市民、患者の負担を減らすのが市民病院の務めだと私は思うんですよね。

もう10月から取り始めて、今さらやめるわけにいきませんから、そういうことをよく考えて、今後の病院の在り方というのを考えていただければと思っています。もう1回答弁をお願いします。

議長（野口 靖君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

まず、病院で患者さんに負担していただく料金ですとかは、この選定療養費の保険外の療養費もありますし、ほかに患者さんの負担により病院は医療を提供するということにもなります。本当に患者さんに負担をしていただいて、それで診療を行う。その辺は患者さんと医療スタッフの信頼関係になると思いますので、その辺は今後も十分、医療スタッフといたしましても、肝に銘じて行っていきたいと思ひます。

以上です。

議長（野口 靖君） 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声)

議長(野口 靖君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(野口 靖君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(野口 靖君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(野口 靖君) 起立全員であります。よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

---

## 第8 報告第2号

議長(野口 靖君) 日程第8、報告第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長(新井 滋君) 報告第2号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

地方公務員等共済組合法の改正により、地方公務員等のうち、被用者保険の適用対象である非常勤職員が地方公務員共済組合員となることに伴い、当該職員に対して、短期給付及び福祉事業が適用されることから、所要の改正を行ったものであります。

地方公務員等共済組合法の改正は、令和4年10月1日が施行日とされ、本条例の改正もこれに合わせて行う必要があります。議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和4年9月6日付専決処分により、条例の一部改正を行ったものであります。

改正の内容であります。フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に給与の支払いをする際、給与から控除することができるものとして、群馬県市町村共済組合が行う貯金の積立金及び貸付け金に係る償還金を規定するものであります。

施行日につきましては、令和4年10月1日から施行しているものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（野口 靖君） 起立全員であります。よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

---

## 第9 報告第3号

議長（野口 靖君） 日程第9、報告第3号、資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 報告第3号、資金不足比率の報告につきましてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、去る8月25日、細谷、針谷両監査委員の審査をいただきましたので、ご報告申し上げます。

まず、病院事業会計の資金不足比率でございますが、流動資産が60億4,404万8,000円、流動負債から企業債等を控除した額が15億5,188万6,000円、差引資金剰余額が44億9,216万2,000円となりまして、資金不足額が生じていないため、資金不足比率が算定されておられません。

次に、介護老人保健施設事業会計の資金不足比率でございますが、流動資産が3億4,904万4,000円、流動負債から企業債等を控除した額が4,811万5,000円、差引資金剰余額が3億92万9,000円となり

まして、資金不足額が生じていないため、資金不足比率が算定されておられません。

今後も、資金不足額が生じないよう健全な経営を目指し努力していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（野口 靖君） 報告が終わりました。

次に、監査委員より審査結果の報告を求めます。監査委員、細谷恭弘君。

監査委員（細谷恭弘君） 監査委員の細谷でございます。よろしくお願いいたします。

令和3年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計及び介護老人保健施設事業会計の資金不足比率につきまして、審査の結果を監査委員を代表してご報告申し上げます。

去る8月25日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、管理者より審査に付された令和3年度の資金不足比率につきまして審査を行った結果、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令の定めるところにより算出されており、算定の基礎となった数値は正確であり、両事業ともに資金の不足はなく、資金不足比率は算出されませんでした。

以上、誠に簡単ではございますが、審査の報告とさせていただきます。

議長（野口 靖君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第3号について報告を終わります。

---

## 第10 議案第12号

議長（野口 靖君） 日程第10、議案第12号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 議案第12号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

令和4年8月8日、人事院から国会及び内閣に対し、令和4年度の国家公務員給与について、民間給与との格差を解消するため、勤勉手当の支給月数の引上げ及び俸給月額引上げを主な内容とする勧告が行われました。その後、令和4年10月7日、国家公務員の給与改定に関する取扱いについて、人事院勧告どおりとすることが閣議決定され、国家公務員の一般職の職員の給与に関す

る法律が改正される見通しとなっております。本組合におきましても、国に準じて所要の改正をお願いするものであります。

改正の内容であります。第1条につきましては、一般職員の勤勉手当の支給月数を0.10月引き上げ、期末・勤勉手当の合計月数を年間4.30月から4.40月とするものとし、再任用職員の勤勉手当の支給月数については0.05月引き上げ、期末・勤勉手当の合計月数を年間2.25月から2.30月とするものであります。

また、初任給及び若年層を対象として俸給月額を引き上げるため、給料表、別表第1及び別表第2を改めるものであります。

第2条につきましては、期末・勤勉手当の年間合計月数4.40月を令和5年度から6月期と12月期で平準化し、それぞれ2.20月とし、再任用職員についても、期末・勤勉手当の年間合計月数2.30月を6月期と12月期で平準化し、それぞれ1.15月とするものであります。

施行日につきましては、公布の日からとし、第2条につきましては、令和5年4月1日から施行するものであります。また、給料表の別表第1及び別表第2の改正につきましては、令和4年4月1日から適用するものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第12号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（野口 靖君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

## 第11 議案第13号

議長（野口 靖君） 日程第11、議案第13号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 議案第13号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、看護処遇改善手当及び感染症取扱手当の改正を行うものであります。

1点目の看護処遇改善手当であります。国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が令和3年11月19日に閣議決定されたことなどを踏まえ、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員の収入を引き上げる措置が令和4年2月から講じられているところであります。令和4年度の診療報酬改定において、令和4年10月から看護職員の収入を3%程度、月額1万2,000円相当を引き上げるための措置として、看護職員処遇改善評価料が新設されました。本組合におきましても、これに対応するため、改正をお願いするものであります。

改正の内容であります。看護処遇改善手当として規定する第10条第2項の月額4,000円を1万2,000円に改めるものであります。

2点目の感染症取扱手当であります。群馬県内の福祉施設及び医療機関等において、新型コロナウイルス感染症の陽性患者が発生した場合に、群馬県知事からの要請を受けて、本組合の医師等により編成されるクラスター対策チームを派遣することに伴い、その業務に係る手当を規定するため、改正をお願いするものであります。

改正の内容であります。現行の感染症取扱手当の特例を規定する附則に、群馬県知事からの要請を受けてクラスター対策チームとして業務に従事した場合は、群馬県から受ける費用弁償等を超えない範囲において管理者が定めることを加えるものであります。

施行日につきましては、公布の日から施行し、看護処遇改善手当の改正については、令和4年10月1日からの適用とし、感染症取扱手当の改正については、群馬県からクラスター対策チームの指定病院として指定された令和4年7月1日からの適用とするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結

いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(野口 靖君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(野口 靖君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。  
これより採決いたします。議案第13号、多野藤岡医療事務市町村組合職員  
の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決する  
ことに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(野口 靖君) 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決  
されました。

---

## 第12 議案第14号

議長(野口 靖君) 日程第12、議案第14号、多野藤岡医療事務市町村組合職員  
の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長(新井 滋君) 議案第14号、多野藤岡医療事務市町村組合  
職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年5  
月2日に公布されましたが、この改正により、育児休業の取得回数制限の緩和  
として、育児休業を原則2回まで取得することなどが可能とされております。

本組合におきましても、働きながら育児がしやすい環境整備をさらに進める  
ため、所要の改正をお願いするものであります。

改正の主な内容であります。第2条第3号につきましては、非常勤職員の  
育児休業に係る取得要件の緩和として、在職した期間が1年以上であることの  
規定を廃止し、第22条第2号につきましても、部分休業の取得要件である在  
職期間に関する規定を廃止するものであります。

また、第2条第3号の改正につきましては、非常勤職員の子の出生後8週間  
以内の育児休業の取得要件の緩和として、子の出生の日から起算して8週間と  
6月を経過する日以後も任期のある職員について育児休業を取得可能とするも  
のであります。

第2条の3第3号、第2条の4、第3条につきましては、非常勤職員の子が  
1歳以降の育児休業の取得の柔軟化として、夫婦交替での取得や保育園等の待  
機児童となったことなど特別の事情がある場合の取得を可能とするものであり  
ます。

第26条につきましては、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置として、妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認についての規定を新設するものであります。

第27条につきましては、勤務環境の整備として、研修の実施、相談体制、その他育児休業に係る勤務環境についての規定を新設するものであります。

施行日につきましては、公布の日からとするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第14号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（野口 靖君） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

### 第13 議案第15号

議長（野口 靖君） 日程第13、議案第15号、令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第15号、令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的支出で、第1款病院事業費用が増額補正となっております。

医業費用におきましては3億2,900万円の増額、特別損失においては2億2,900万円の増額を見込み、併せて5億5,800万円の増額補正となっております。



起債の限度額では2億6,770万円の増額補正となっております。

たな卸資産の購入限度額では1億2,000万円の増額補正となっております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議いただきまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明をいたさせますので、よろしくようお願いを申し上げます。

議長（野口 靖君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 詳細につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2条において、第1款病院事業費用では5億5,800万円の増額補正でございます。

医業費用では3億2,900万円の増額補正でございます。内容といたしましては、材料費のうち薬品費1億7,000万円の増額、経費のうち光熱水費1億5,900万円の増額となっております。

特別損失では、旧公立藤岡総合病院解体工事費用2億2,900万円の増額となっております。

第3条の企業債では、旧公立藤岡総合病院解体工事費用の増額に伴い、起債の限度額を2億6,770万円の増額でございます。

第4条のたな卸資産の購入限度額では1億2,000万円の増額補正でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。丸山保君。

議員（丸山 保君） 旧病院解体工事補正予算について質問いたします。

第3項第3目のその他特別損失の2億2,900万円についてですが、提案説明において旧病院の解体工事費用の増額ということですが、増額補正の理由について詳しく説明をお願いいたします。

これを1問目として、2問目としまして、医療系廃棄物の処理についてですが、適正に処理されているのか詳しく説明をお願いします。

議長（野口 靖君） 企画財政課長。

企画財政課長兼しらさぎ管理課長（新井恵介君） お答えいたします。

解体工事費の増額の主な理由につきましては、埋設物処理で約1億8,000万円の増額と、合併浄化槽の解体費用4,900万円の追加工事となります。埋設物につきましては、想定以上に土と混ざり合っていて、分別が困難なことで、埋設量が想定約1.3倍、重量が約3.5倍となり、処理費用の増額と

なりました。

続いて、2つ目の質問にお答えします。

埋設物について適正に処理されているかということなのですが、埋設物については分別が困難な状況でしたが、医療系の廃棄物を含んでいるため、可能な限り環境省の感染性廃棄物処理マニュアルに基づき処理を行いました。

ただ、土の量が多くなると、処理場での受入れが難しいことから、残った埋設物については、環境省の報告書を基に県に確認したところ、通常の産業廃棄物として処理することが可能となり、状態に応じた処理方法で適正に処理を行っております。

以上です。

議長（野口 靖君） 丸山保君。

議員（丸山 保君） 適正に処理されているとのことなのですが、何せ金額が大きいものですから、群馬県で確認を行い、産業廃棄物、混合廃棄物として処理することが可能になったということなのですが、私もこういった廃棄物の事業をしまして、その中で安定型ということになると、群馬県にも数社受入れ体制があります。これが長野のほうへ持って行ったり、福島のほうへ持って行ったりということは、非常に運賃等もかかります。それを管理する部としまして、県内のこういった処分場を、今の落札業者の見積りに、それだけではなくて、事前に調査し、金額を聞いて、そういった中でこの金額が出てきているのかどうかお聞きをいたします。

議長（野口 靖君） 企画財政課長。

企画財政課長兼しらさぎ管理課長（新井恵介君） お答えいたします。

実際、仙台に運ぶ予定ということなのですが、候補地としてはほかにもありました。ただ、解体工事が発生した通常の混合廃棄物とは異なり、医療系の廃棄物を含んでおりますので、受け入れられる処分場に限られるようです。ただ、議決をいただいた際には、施工業者と検討させていただきたいと考えております。

以上です。

議長（野口 靖君） 丸山保君。

議員（丸山 保君） そうすると、この病院側の管理する部としては、事前にやはり業者のほうの金額をうのみにする形で、全然当たらない形で、県内にあるところ、参考として聞くようなことはしないんですか、お聞きします。

議長（野口 靖君） 企画財政課長。

企画財政課長兼しらさぎ管理課長（新井恵介君） お答えいたします。

私どもも確認したところ、最終処分場が管理型の最終処分場で受入れの許可を持っていなければ処理ができないということがありまして、何箇所か許可が

あるところがあるようでしたが、受入れの数量等に限りがあるということもあります。

現状としては、現在、仙台のほうに、管理体制とか処理施設の安全性等も考慮して仙台ということになっておりますが、これについてもまた検討させていただきたいと考えております。

以上です。

議長（野口 靖君） 他に質疑はありませんか。岩崎和則君。

議員（岩崎和則君） 私も同じく42ページ、特別損失の2億2,900万円、これについて何点か質問させていただきます。

先ほど解体工事費の増額の主な理由として、埋設処理場で約1億8,000万円、それと合併浄化槽の解体費用4,900万円ということで説明がありましたけれども、この合併浄化槽のほうの解体工事、約4,900万円かかるという説明なんですけれども、これが適正な金額なのか、この点について1点。

また、合併浄化槽についてどのように部局で把握していたのか。この合併浄化槽は、解体事業計画、いつ頃まで果たして使用されていたものなのか。それと、建設は何年頃にして、使用済みになったのは何年頃なのか、この辺についてちょっとお伺いします。

議長（野口 靖君） 企画財政課長。

企画財政課長兼しらさぎ管理課長（新井恵介君） お答えいたします。

浄化槽の解体工事費については、浄化槽は旧病院の敷地内の南東部の駐輪場の下に大きさが23メートル掛ける9.3メートル、深さが5.6メートルで残置されています。南側と東側の道路が近いため、山留めを行うことになりませんが、電線等の影響で通常より困難な作業となることから、仮設工事費が3,600万円、躯体解体工事は1,300万円となり、合わせて4,900万円となります。通常、山留めの必要がなければ、仮設工事費はかからずに、掘削する費用分の増額で工事できたと考えられます。

浄化槽の確認ということですが、土壌汚染状況調査を行う際、平成2年に公共下水道使用開始を理由に、特定施設仕様変更届が県に提出されていることから、下水道を使用する前までは、駐輪場の下に浄化槽があったことは確認されておりました。この2年に変更届を出して、それまで浄化槽を使用していたということになります。

以上です。

議長（野口 靖君） 岩崎和則君。

議員（岩崎和則君） 今回の説明で、今回、旧病院の解体事業増額補正について合併浄化槽、これは担当部局もある程度は把握していたということなんですね、あったのは事実なんです。これについて、今回、補正になったわけなんですけれども、

解体事業計画、これをつくるときに、部局としてどの程度まで把握して、そして計画を見て実施されたのか。この辺についてもう一度お伺いします。

議長（野口 靖君） 企画財政課長。

企画財政課長兼しらさぎ管理課長（新井恵介君） お答えします。

解体工事につきましては、今回、増額補正分として、埋設物処理では廃棄物がある程度、層に分かれていると考えておりまして、実際には想定以上に土と混在していたため、堆積、重量ともに大幅に増加したということになります。

浄化槽につきましては、既に配置されている浄化槽の記載がない最新の図面により設計されたものに対して、土壌汚染状況調査等で浄化槽を確認していたにもかかわらず、そのまま残置されている可能性が検討されなかったことで計上されなかったこととなります。どちらについても、設計段階での想定が不十分であったと認識しております。

以上です。

議長（野口 靖君） 暫時休憩いたします。14時40分より再開いたします。

（午後2時25分休憩）

（午後2時34分再開）

議長（野口 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） ただいまの補正予算の関係で、丸山議員、それから岩崎議員のほうからる質問がありました。

先ほど企画財政課長のほうから増額ということでお話があったんですけども、この浄化槽については1つも経費が計上していなかったもので、増額でなくて全く新規の事業なのかなというふうに思います。であれば、これから設計をして、きちんと予算を立てて、それでやったらどうなのかなというふうに思うんですけども、増額というのは、あくまでも計上してあって、それが実際に掘って見たら、注射器だとか、そういう医療系廃棄物が余分に出たから幾らの増額ですというのであれば分かりますけれども、全くそこに計上もしていない事業がまことしやかに今まで計上していて、ちょっと増やすだけですよみたいな形で説明をされても、増額というふうには取れません。こういった事業について執行部側はどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

議長（野口 靖君） 企画財政課長。

企画財政課長兼しらさぎ管理課長（新井恵介君） お答えいたします。

おっしゃるとおり今回の件では、全く分かっていないものが出てきたのではなくて、土壌汚染状況調査で既に把握していたものが出てきたということで、設計に対しての確認作業が不十分であり、完全なミスであることは認識しております。

今後については、このようなことがないよう、ミスは必ず起こるということを念頭に、業務の効率化を行い、精査できる環境を整え、仕事の精度を上げていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（野口 靖君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 今後の方針を聞いているんじゃないかと、全く別の事業なので、違うふうには、補正予算じゃなくて、増額じゃなくて、新たに計上したほうがいいんじゃないかというふうに思っているんですけども、その辺についてはどうなのかお伺ひしたいし、こういった事業に対して、今後の話じゃなくて、どういう思いで取り組んで、この一つ一つの事業の積み重ねが予算になるわけですから、1つが井勘定のような形でやっていると、全てが井になっていって、最初に監査委員さんのほうから、資金不足比率は生じません、今後もということでお話がありましたけれども、こんな井勘定をしていたら、そのうち資金不足比率だって生じる可能性がありますよ。事業に対する認識を聞いているんですけども、その点についてお答えをいただきたいと思います。

議長（野口 靖君） 企画財政課長。

企画財政課長兼しらさぎ管理課長（新井恵介君） お答えいたします。

事業については、かなり組合としても大きな問題の解体工事ということで、本来あってはならないミスであったと考えております。ですが、浄化槽につきましては、これをこのままにしておくわけにはいきませんので、今回、補正という形で上げさせていただきました。大変申し訳ないと思うんですが、今後、このようなミスがないよう注意していきたいと考えております。

以上です。

議長（野口 靖君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） ミスを責めるつもりは一つもありません。私も間違い、失敗、勘違い、そういったものの連続で58年間生きてきました。これを全て罰せられたら、多分今頃、死刑になっていると思います。これは誰しも一緒だと思うんですね。

ミスをミスのまま放っておいたり、天然な発想をしたりというのは、そういう人柄の人はたくさんいるんだと思うんですね。だけど、仕事として取り組む以上、そのミスを犯さないためのチェックだとか、管理だとかということをしなれば、それは全く仕事と言える内容ではないと思います。

今日、後ろに傍聴で市役所の職員の方もたくさん来ておりますけれども、市役所の事務の取扱いでもミスは多く起こっております。そんな中で、企画部のほうからチェックシートなるものが出されて、チェック項目を幾つかその部署ごとにリストアップをして、そこに印をつけて、閲覧するなり、イントラで流すなり、何かよく分かりませんが、そんな体制を取りながら、ミスの撲

減といいますか、ミスの削減に努めているようです。その中の文言を見てみると、出先機関に対しては、この限りでないと書いてあるんですね。ですから、皆さんのところへそういったことでミスを減らそうということが、藤岡の市役所のほうの職員課、もしくは企画のほうから連絡、もしくは通達等は来ていないかもしれませんが、間違いは誰にでもあるんです。きちんとその間違いが少なくなったりなくなったりするためのチェックをしなかったら、それは私は仕事でないと思っているんですね。その間違いによって、起債の限度額を変更したり、様々なところに影響が出ます。

私が常に思うのは、病院というのは、お医者さんとか看護師さんとかいろいろな技師さんとか、医療スタッフの方々がきちんとした診断、そして治療、そういったものを行って、患者さんとの信頼回復を行うための事業を行う場なんですね。そこにいるあなた方事務員の方は、そのことをきちんとできるように予算を組んで事業計画を立てて、新しい医療機器だとか、そういった設備を順次更新をしたり、快適な状況を保つように、そういうお手伝いをする係なんだと私は思っています。そこで、そういったミスが度々起こってしまうと、病院全体の士気が下がる、そういうことにつながるんじゃないのかなというふうに思います。

ここで本来だったら、今後どういうふうに改善をして再発防止に努めるんですかというふうに聞きたいところですけども、先ほど課長のほうからは、今後このようなことが起こらないようにという反省の弁がありましたけれども、実務的にどういうふうにすればこういった事務的なミスがなくなるのか、その辺の考え方を経営管理部長のほうから、もしお考えがあれば答弁をいただければというふうに思います。

議長（野口 靖君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 今、吉田議員さんからご指摘をいただきましたことを踏まえまして、まずは市で行っているチェックリスト、これを早速取り寄せまして、まず当組合、事務部門におきましてもチェック体制を強化いたします。

それで、必要な事項を計画的に遂行することで、所期の目的を滞りなく達成していくことが必要だというふうに考えておりますので、今後は計画立案の段階から業務完了まで、緊張感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

議長（野口 靖君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） それから、予算に対しての考え方なんですけれども、要するに総額で予算を計上して事業を行うわけですから、今、インフレで多分、光熱水費が1億3,000万円ですか、増額になりましたけれども、こういった計画をしておっても、その時代、時代で仕方なく増額になるもの、あとは人的ミスで

増額になるもの、こういったことを繰り返さないで、極力、1年先のこと、この事業が遂行し終わるまでのこと、こういったことをきちんと精査をしてやってもらって、できれば、事業が終わった後に、おおむねとんとんだったねとか、差額としてマイナスで少し安く終わったねとかというぐらいしっかりとした見積りを組んでやっていただかないと、その次年度、そのまた次年度ということで、いろいろな事業が山積みになっていくことだと思えますけれども、そういった長期計画にも影響を及ぼすことになると思えますので、もう少しシビアにしっかりと責任を持って事務に当たっていただければありがたいというふうに思えますので、今後の活躍に期待させていただきたいと思えます。

議長（野口 靖君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第15号、令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（野口 靖君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### 第14 議案第16号

議長（野口 靖君） 日程第14、議案第16号、令和3年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第16号、令和3年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度は6億595万円の純損失を計上し、前年度繰越利益剰余金を加え、3億8,064万円の未処理欠損金を令和4年度に繰越しをいたしました。

今後さらなる病院の運営基盤の強化を図り、地域住民に信頼される病院となるよう進めてまいりますので、関係各位のご理解、ご協力を心からお願いを申し上げます。

また、本決算につきましては、去る8月25日、細谷、針谷両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては、議員各位のお手元に配付いたしました意見書のとおりでございます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（野口 靖君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 詳細につきましてご説明申し上げます。

患者状況ですが、入院患者数は年間10万2,327人で、1日平均280人、外来患者数は年間16万1,447人で、診療日数242日での1日平均は667人でした。

次に、収益的収入及び支出でございますが、税抜き収入決算額は120億4,626万8,421円で、このうち医業収益で105億7,391万9,655円、内訳といたしましては、入院収益で65億8,668万4,684円、外来収益で34億3,503万2,729円、その他医業収益は5億5,220万2,242円で、このうち救急他会計負担金は7,732万5,000円でございます。

医業外収益につきましては13億2,456万34円で、主な内訳といたしましては、企業債利息などの他会計負担金で1億6,169万4,000円、新型コロナウイルス感染症等に係る国県補助金で8億82万1,356円、補助金等の減価償却見合い分の収益化による長期前受金戻入で3億1,532万3,110円でございます。

特別利益につきましては、過年度分補助金等の減価償却見合い分の収益化及び医療従事者応援金により1億4,778万8,732円でした。

次に、支出の税抜き決算額は126億5,221万8,701円で、このうち医業費用で114億5,625万1,468円、主な内訳といたしましては、給与費で56億6,935万4,329円、材料費で28億8,814万3,417円、経費で16億9,207万1,936円、減価償却費で11億4,787万1,753円でございます。

医業外費用につきましては6億6,177万7,175円で、主な内訳といたしましては、企業債の支払利息等で1億4,347万8,779円、消費税の費用化による雑支出が5億1,829万8,396円でした。

特別損失につきましては5億3,419万58円で、主な内訳といたしましては、旧病院解体工事費用4億8,354万5,455円でした。

医業収支比率は92.3%、総収支比率は95.2%で、6億595万280円の純損失を計上いたしました。



前年度繰越利益剰余金 2 億 2, 530 万 8, 660 円と合わせ 3 億 8, 064 万 1, 620 円を未処理欠損金として、令和 4 年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

税込み収入決算額は 7 億 9, 697 万 7, 000 円、内訳といたしましては、第 1 項の企業債償還元金に対する他会計負担金で 5 億 2, 849 万 4, 000 円、第 2 項企業債で 2 億円、第 3 項補助金で 6, 848 万 3, 000 円でございます。

これに対しまして、資本的支出の税込み決算額は 1 億 4 億 5, 935 万 7, 609 円で、内訳といたしましては、第 1 項建設改良費で 3 億 2, 529 万 1 千 2 百円、第 2 項企業債償還元金で 1 億 3, 406 万 7, 597 円でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額 6 億 6, 238 万 6 千 9 百円は、過年度分損益勘定留保資金 6 億 6, 097 万 2, 814 円、当年度分消費税資本的収支調整額 1 億 4 千 7 百 7 千 9 百 5 円を充てて収支の均衡を図っております。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員より監査結果の報告を求めます。監査委員、細谷恭弘君。

監査委員（細谷恭弘君） 令和 3 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算に係る審査の概要と結果について、監査委員を代表してご報告申し上げます。

去る 8 月 25 日、地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき、管理者より審査に付された令和 3 年度決算報告書並びに事業報告書を中心に証書類を照合し、審査を行ったものであります。

審査の結果、収支の計数は正確であると認めました。

内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

患者利用状況及び決算額につきましては、提案理由説明の数字と同様でありますので、省略させていただきます。

令和 3 年度は、器械備品の廃棄や旧病院解体工事費用により、純損失を計上しております。

今後の病院運営は、地域中核病院として救急医療、高度専門医療の充実に努め、地域住民に信頼される質の高い医療の提供と将来的に安定した健全な経営を期待するものです。

以上、誠に簡単ではございますが、決算審査のご報告とさせていただきます。

議長（野口 靖君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 非常に健全な経営で、監査委員の報告にも、病院の経営状況、非

常にいいのではないかなというふうな形を受ける次第でございます。

そこで、この報告書の33ページと34ページなんですけれども、重要契約の要旨ということで、このところに令和3年4月1日で契約をした様々な委託費とかがあります。その中で、12行目の医療情報システムのソフトウェア保守、富士通 J a p a n さんから始まって、34ページの36行目ですね、医療情報システムのハードウェア保守、この富士通 J a p a n さんなんですけれども、こういった中で、今、医療情報システムのソフトウェアについては、この前、大阪の急性期・総合医療センター、10月31日にランサムウェアといいますか、身代金要求のいわゆるサイバー攻撃を受けて、保守カルテといいますか、そういったものが全く動かなくて診療ができないような状態が続いているというような記事がありましたけれども、まず、このそれぞれの7項目の保守について、この内容と保守とは一体どういう形の中で行われているのか質問させていただきます。

議長（野口 靖君） システム管理グループリーダー。

医事情報課システム管理グループリーダー（山崎雄大君） お答えさせていただきます。

医療情報システムの保守とは、基幹システムである電子カルテシステムとセットで富士通 J a p a n が導入した部門システムを含めた保守のことをいいます。

保守については、ソフトウェア保守、パッケージ保守、ミドルウェア保守、ハードウェア保守、あとその他、これは部門システムの中には、富士通 J a p a n 以外のベンダーが導入した電子カルテと連携しているものもあります。その場合は、導入ベンダー各社と保守契約を結んでおります。

保守の内容についてご説明させていただきますと、まず医療情報システムのソフトウェア保守というものは、電子カルテシステムを動かすためのアプリケーションソフトウェアの保守になります。

33、34ページに書いてあります医療情報システムのパッケージ保守というものについては、電子カルテシステムの機能向上等、カスタマイズを行うための保守になります。

次に、医療情報システムのミドルウェア保守というものがありますけれども、これは基本ソフト、OS、ウインドウズを当院は使っておりますけれども、ウインドウズと電子カルテアプリケーションソフトウェアの中間処理を行うプログラムの保守になります。

もう一つ、医療情報システムのハードウェア保守、こちらのほうは電子カルテシステムのサーバー、プリンター、無停電装置等の保守になります。

保守の種類に関しては以上になります。

以上とさせていただきます。

議長（野口 靖君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 様々な電子カルテに係わるハードウェアからソフトウェア、ミドルウェアとか、そういったものを毎年、富士通 J a p a n さんに4, 500万円というふうな非常に大きな費用をかけて、そういった保守管理を委託しているということでございます。

そこで、その中で富士通さん以外に、今度、同じような医療情報システム保守というのは、コニカミノルタジャパンさん並びに医療情報の運用管理、これについては高崎共同計算センターさんがこういった中で1, 663万円というふうな形になっているんですけれども、こういった中で高崎共同計算センターさんがいわゆる運用管理を1社でやっているということなんですけれども、こういった中で保守をしているのは、そういった中で富士通さんがやって、そして、そこにコニカミノルタジャパンさんが医療情報総合システム、これといった情報か分かりませんが、恐らくこういった中でカルテ関係のことだと思えるんですけれども、でも、実際には、高崎共同計算センターさんが実際の運用管理をしているということなんですけれども、まずこういった中で3社がきちっとした形の中でやったときに、さきの大阪の急性期・総合医療センターの記事を見てみますと、非常にサイバー攻撃に遭ったときに対応できないといいますか、この辺のことについて、この3社の保守、運用管理と、実際にこういった患者さんの個人情報ですよ、年齢や治療や投薬の内容、いろいろな患者さんの記録というものが全部そういった中で管理されている中で、こういった形の中でどのような形でこの情報をしっかり守っていくのかどうか、そのまず3社の管理体制と、こちらのほうのいわゆる管理、情報の全体的な取組というのは、今どのような状態になっているのか伺います。

議長（野口 靖君） システム管理グループリーダー。

医事情報課システム管理グループリーダー（山崎雄大君） お答えいたします。

まず、高崎共同計算センターの運用管理というものになりますけれども、こちらのほうは、我々のシステム管理グループ、職員2名、高崎共同計算センターから派遣2名、そちらをもちまして、その2名の分の主に人件費になります。その2名が何を行っているかと申しますと、オペレーター業務をしていただいています。医師や看護師、その他職員から電子カルテで不具合があった場合、我々システム管理グループにまず連絡がいきますので、その辺の対応、あと機械の故障の対応、そちらのほうを我々システム管理グループで行っております。

あとコニカミノルタのほうですけれども、こちらは部門システムといたしまして、画像系の管理、閲覧するシステムを入れていただいております。

ウイルスとかそういう対策に関しましては、病院と富士通 J a p a n、こちらのほうでウイルス対策のほうを行っております。

以上です。

議長（野口 靖君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 富士通さんとウイルス対策については行っているということなんですけれども、具体的な富士通さんとおこちらのほうの担当課、担当職員と、こういった中で、まずきちっとそういったサイバー攻撃から守る手段なり、そして万が一、被害を受けてしまったときの対応というのは、これはどういう形で病院というのは体制を整えているのでしょうか。

議長（野口 靖君） システム管理グループリーダー。

医事情報課システム管理グループリーダー（山崎雄大君） お答えいたします。

現在、当院で行われているウイルス対策につきましてご説明させていただきます。

ウイルスの侵入経路は、内部からによるものと外部からによるものがあります。

内部からによるものについては、職員が電子カルテからUSBなどによるデータの出し入れ、またほかの医療機関からの診療データを電子カルテに入れたりしています。その対策として、電子カルテ端末にはUSBを使えなくしており、メディアドライブもありません。電子カルテからのデータの出し入れについては、決められた場所で担当者が必ずウイルスチェックを行い、データの出し入れを行う対策をしております。また、電子カルテ端末、全台にウイルス駆除ソフトが入っておりまして、最新のパターンファイルの更新を行って対策しております。

外部からによるものですが、システムのリモートメンテナンスやリモートによる障害時の対応、一部医療機関との接続、オンライン資格確認など、電子カルテが一部インターネットに接続されております。その対策としては、暗号化された通信や通信のVPMなどの接続方法を用いて、セキュリティー対策が施されています。

あと1つ、もし起きたらというところですが、まずはバックアップサーバーより復旧を試みるようになります。その間はシステム停止となりますので、システム停止マニュアルに沿って対策本部を置き対応を検討していくことになっております。

以上、説明とさせていただきます。

議長（野口 靖君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） そのバックアップサーバーを復活するときに、私なんかの知識だと、いわゆる侵入してきたところに一度アクセスをしなくてはいけないというふうな形を聞いておりますけれども、そうなってくると、バックアップサーバーが機能しないような状態が長く続いたときに、日々、患者の命を守る病院の

診療としては、カルテが全然使えない以上、どうやって患者さんの対応をしていくのか。その辺については、どのような形の中で、これ大阪の例なんかを見ると、1週間以上、どうもそういった中で診療ができないような状態だということですが、電子カルテを利用したものができないということですが、そういったときにどのような形で来る患者さん、こういったものについてどのような形で命を救う治療というものをやる準備があるかどうか伺います。

議長（野口 靖君） システム管理グループリーダー。

医事情報課システム管理グループリーダー（山崎雄大君） その辺につきましては、ご指摘のとおり、まさに今、課題となっている問題であります。今後、サイバー攻撃を防ぐ、あるいは被害を抑えるために、現在、ベンダーと協議しながら、これまで以上のセキュリティーを強化したシステムづくりを検討しております。

具体的には館林データセンターというものを富士通は持っているんですけども、こちらで二重のバックアップを施す対策を検討しております。こちらはバックアップサーバーの復旧の間にデータの閲覧、カルテの閲覧を館林とつないで閲覧だけはできるようなシステムになりますので、二重のバックアップ対策として、少しでも診療に影響がないような形をつくれるかと思えます。こちらのほうは費用が結構かかりますので、財政状況を見ながら判断して、今後取り入れる方向での検討をしていきたいと思えます。

以上です。

議長（野口 靖君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） そういった中で、これから本当に起こり得ることに対応していかなくてはならない、事務方は非常に大変だと思いますけれども、本当に病院を挙げて、この信頼される藤岡の総合病院の医療の在り方ですね、そういった中で、この電子カルテ関係の分野ですね、重要かつ運用していかなくちゃならないというふうに考えております。

昨年度から始まりました群馬のカンファレンスの関係について、群大のデータ管理関係を藤岡の総合病院をはじめ、いろいろな形の中で、いわゆるそこにアクセスをして、患者さんのコロナ対策なんかの重要度、そういったものに対する治療というものが、いわゆる重症者の情報共有というふうなシステムが始まっているというふうに聞いておりますけれども、こういった中で総合病院のいわゆる新管理システムに対する対応は、今どのような状況になっているのか伺います。

議長（野口 靖君） システム管理グループリーダー。

医事情報課システム管理グループリーダー（山崎雄大君） お答えいたします。

こちらのほうは、群馬大学の数理データ科学教育研究センターのカンファレンスをウェブで行う会議システムということで、群馬大学が2020年4月24

日から運用を開始しております。このシステムの特徴は、システム連携、データのやり取りは一切行わず、ほかの病院の医療情報や解像度の高いCT画像の画面を公開共有し、共有された画面を見ながらカンファレンスを行うことができるものです。

当院においては、コロナ医療連携を目的として、県内5病院、群馬大学の医学部附属病院、前橋日赤病院、利根中央病院、渋川医療センターと当院の5病院の一つとして参加しております。

以上で回答とさせていただきます。

議長（野口 靖君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第16号、令和3年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（野口 靖君） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

## 第15 議案第17号

議長（野口 靖君） 日程第15、議案第17号、令和3年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第17号、令和3年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度は、介護老人保健施設事業では8,986万円の純損失、訪問看護事業では1,878万円の純利益で、2施設合計で7,108万円の純損失を計上し、前年度繰越利益剰余金に純損失を加え2,921万円の未処分利益剰余金を令和4年度に繰越しをいたしました。

本決算につきましては、去る8月25日、細谷、針谷両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては、議員各位のお手元に配付いたし

ました意見書のとおりでございます。

ここで、監査に当たっていただきました細谷、針谷両監査委員に感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明をいたさせますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（野口 靖君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 詳細につきましてご説明申し上げます。

初めに、介護老人保健施設しらさぎの里でございます。

利用状況ですが、入所利用者数は、年間2万3,940人、1日平均65.6人、通所利用者数は、年間7,085人で、利用日数257日での1日平均は27.6人で行いました。

次に、収益的収入及び支出でございますが、収入決算額は3億9,369万4,365円で、このうち事業収益で3億8,963万3,836円、内訳といたしましては、施設介護収益で2億3,513万7,277円、居宅介護収益で5,335万234円、居宅介護支援収益で1,406万720円、施設介護利用料収益で7,203万2,185円、居宅介護利用料収益で1,181万1,360円、その他事業収益で324万2,060円でございます。

事業外収益につきましては406万529円で、主な内訳といたしましては、補助金の減価償却見合い分の収益化としての長期前受金戻入で197万5,166円でございます。

次に、支出の決算額は4億8,355万9,930円で、このうち事業費用で4億7,453万8,051円、主な内訳といたしましては、給与費で3億3,877万1,301円、材料費で3,278万5,772円、経費で3,942万779円、委託費で4,165万4,731円、減価償却費で2,170万7,425円でございます。

事業外費用につきましては902万1,879円で、主な内訳といたしましては、企業債の支払利息で867万5,263円で行いました。

事業収支比率では82.1%、総収支比率は81.4%で、8,986万5,565円を純損失として計上いたしました。

次に、訪問看護ステーションはるかぜでございます。

利用状況ですが、利用者数では、年間1万1,188人、1日平均46.2人で行いました。

次に、収益的収入及び支出でございますが、収入決算額は1億897万7,794円で、このうち事業収益で1億809万6,794円、内訳といたしましては、訪問看護療養収益で5,664万9,565円、介護保険訪問看護療養収益で4,046万522円、訪問看護利用料収益で614万6,820

円、介護保険利用料収益で483万9,887円でございます。

事業外収益につきましては28万1,000円ございました。

特別利益につきましては、医療従事者応援金60万円でございます。

次に、支出の決算額は9,019万7,917円で、このうち事業費用は8,938万584円、主な内訳といたしましては、給与費で7,998万3,539円、材料費で31万8,367円、経費で758万2,578円、減価償却費で144万円でございます。

事業外費用につきましては21万7,333円ございました。

事業収支比率では120.9%、総収支比率は120.8%で、1,877万9,877円の純利益を計上いたしました。

以上、2事業合計で7,108万5,688円の純損失を計上し、2,921万3,980円を未処分利益剰余金として令和4年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

第1款介護老人保健施設事業資本的収入の決算額は、第1項訪問看護事業からの出資金1億2,000万円でございます。

第2款訪問看護事業資本的収入はございませんでした。

これに対しまして、第1款介護老人保健施設事業資本的支出の決算額は5,393万3,021円で、内訳といたしましては、第1項建設改良費で249万3,288円、第2項企業債償還金で5,143万9,733円でございます。

第2款訪問看護事業資本的支出の決算額は1億2,185万9,323円で、第1項建設改良費で185万9,323円、第2項介護老人保健施設事業への出資金で1億2,000万円でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額5,579万2,344円は、過年度分損益勘定留保資金5,579万2,344円を充てて収支の均衡を図っております。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきましてご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員より監査結果の報告を求めます。監査委員、細谷恭弘君。

監査委員（細谷恭弘君） 令和3年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算に係る審査の概要と結果について、監査委員を代表してご報告申し上げます。

去る8月25日、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付された令和3年度決算報告書並びに事業報告書を中心に証書類を照



合し、審査を行ったものであります。

審査の結果、収支の計数は正確であると認めました。

内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

利用状況及び決算額につきましては、提案理由説明の数値と同様でありますので、省略させていただきます。

介護老人保健施設事業には、リハビリテーションを重視し、在宅復帰を目的とした介護老人保健施設しらすぎの里と在宅での療養生活を支援する訪問看護ステーションはるかぜがあり、多くの人々に利用されています。

高齢化社会が進む中、在宅復帰を目指し、在宅での療養生活を支援するという両事業は、地域のニーズに不可欠であると思われまます。

今後も、自治体で進めている地域包括ケアシステムとの連携を深め、地域の医療・介護を担う組合事業全体の運用として取り組んでいただきたいと思います。

以上、誠に簡単ではございますが、決算審査の概要についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（野口 靖君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第17号、令和3年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（野口 靖君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

#### 字句の整理の件

議長（野口 靖君） お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第38条の規定に基づき、その条項、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思ひます。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声)

議長(野口 靖君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理は議長に委任することに決しました。

---

#### 管理者挨拶

議長(野口 靖君) この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

管理者(新井雅博君) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日ご提案させていただきました全ての議案に対しまして、慎重ご審議を賜りまして、全て可決決定を賜り、誠にありがとうございました。

また、会議中、議員各位から賜りましたご意見、そしてご指導につきまして、しっかりと受け止めさせていただきまして、今後の病院運営に活かしてまいりたいというふうに思っております。

中核病院としてのその責務をしっかりと認識を職員一同していきたいというふうにも考えております。引き続きの議員各位のご指導を切にお願いを申し上げます。

結びに、議員各位のますますのご活躍を心よりご祈念を申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

---

#### 閉会

議長(野口 靖君) 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和4年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時28分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 野 口 靖

署名議員 窪 田 行 隆

署名議員 吉 田 達 哉